

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	6	災害に強い都市基盤と地域社会をつくります
施 策 名	NO	14	災害対策の推進
施 策 所 管 局	危機管理局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>近年、震災や水害などの甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本市においても、台風による大規模な土砂災害などの被害が発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められています。</p> <p>これまで、災害に強い都市基盤を形成し、市民一人ひとりが災害に対し備えるよう、防災・減災の取組を進めてきましたが、想定外の事態をなくすべく、今後も他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。</p>
取 組 の 向	<p>1 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導方策を検討するとともに、道路、公園などの整備に合わせた延焼遮断帯※1形成の推進、住宅・建築物、ブロック塀などの安全性に関する意識啓発や耐震化の促進を図ります。</p> <p>また、避難場所や避難路の確保、緊急輸送道路※2などの土木関連施設の耐震化や無電柱化、山間部や河岸段丘にある道路における土砂災害の未然防止などを図ります。</p> <p>さらに、雨水管の整備や河川改修、雨水流出抑制施設の機能向上など、浸水被害の軽減・解消を図ります。</p>
	<p>2 地域防災対策の充実</p> <p>災害時には市民の防災意識や地域防災力、他自治体及び関係機関との連携が重要となるため、九都県市合同防災訓練※3や各種個別訓練を通じて、災害対応能力の向上を図ります。</p> <p>また、災害時に備え、備蓄食料、備蓄資機材などの充実や保健医療救護体制の強化を図るとともに、災害時要援護者の把握や避難支援体制の構築を促進します。</p> <p>さらに、ひばり放送をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新に加え、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めることにより、市民に緊急情報を的確に伝えるとともに、災害時に電話回線が断絶した場合にも災害対策本部と避難所等との通信を確保し、迅速な対応ができるようにします。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨、令和3年熱海市伊豆山土石流災害、令和6年能登半島地震など甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、こうした災害による被害を軽減するため、より一層の災害対策が求められている。 住宅の耐震化について、国、県は、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に掲げ取組を進めている。
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	住宅の耐震化率 地震に対する対策が推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						実績値については、順調に推移している。令和6年能登半島地震の影響で市民の地震防災に対する意識が高まっていることから、より一層の周知・啓発や補助制度を実施し耐震化の促進に努めていきたい。
成果指標の算出方法	固定資産税情報を活用した算出方法						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	93.7	/	95.7	
実績値(%)	91.2	94.3	94.6	94.9	95.2	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	防災意識の向上度(災害対策をしている市民の割合) 市民の自助の取組状況を測ることで、防災意識の向上を見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						さがみはら防災マイスターの派遣等による地域での普及啓発や令和6年能登半島地震によって防災への関心が高まったことなどから防災意識が前年より向上したと考えられる。今後も継続的に普及啓発を図っていく必要がある。
成果指標の算出方法	市民アンケートの「あなたは、災害に対してどのような備えをしていますか。」の項目のうち、2つ以上の備えを行っている市民の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	57.3	/	59.3	
実績値(%)	54.8	57.7	54.7	54.9	58.4	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	緊急情報の伝達率 市が発令する避難情報(避難勧告など)の取得状況を測ることで、避難情報が市民に的確に伝わるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	防災意識に対する高まりなどを踏まえ、目標を設定しました。						情報伝達率は年度毎の増減はあるものの、ひばり放送を始めとする多様な手段により、多くの市民に情報が伝達されている、と捉えている。引き続き、様々な機会を捉え、普及啓発に取り組んでいく。
成果指標の算出方法	「相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート調査結果」の「問21あなたは、災害時にどのような手段で避難指示などの避難情報を取得していますか。(いくつでも)」において、少なくとも一つは避難情報を取得する手段がある回答の割合から算出						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	99.6	/	99.6	
実績値(%)	99.6	99.1	98.6	98.5	98.7	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>住宅の耐震化率については、耐震性のある住宅の整備等により、順調に推移していることから、今後も継続して住宅等の耐震化を促進する。</p> <p>防災意識の向上度及び緊急情報の伝達率については、さがみはら防災マイスターの派遣等による地域での普及啓発や令和6年能登半島地震によって防災への関心が高まりが見られる。</p> <p>今後も、さがみはら防災マイスターによる講座等を継続していくとともに、令和6年能登半島地震によって防災への関心が高まっていることも踏まえ、総合防災訓練等の様々な機会を捉えて普及啓発を実施していく。</p> <p>さらに、市民一人ひとりが災害に対し備えることができるよう、市民の意識付けにつながる、より効果的な普及啓発の方法について検討していく。</p>
-----------------------	---

※1【延焼遮断帯】市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設。主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせたことにより構築する。

※2【緊急輸送道路】緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。緊急輸送の骨格を成す広域ネットワークやその路線を補完し地域的ネットワークを形成する路線、市災害対策本部と防災備蓄倉庫や広域防災活動拠点、避難所等を結ぶ路線などを県や市が指定する。

※3【九都県市合同防災訓練】政治・経済などの中枢機能が集積した首都地域である九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)が合同で、首都直下地震や南海トラフ地震等、首都圏に大きな被害をもたらすことが懸念される地震を想定し、市民、防災関係機関及び国と連携・協力して実施する訓練。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	6	災害に強い都市基盤と地域社会をつくります
施 策 名	NO	15	消防力の強化
施策所管局	消防局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>高度救助体制※1の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、火災発生件数も減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故はこれまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあります。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害、テロ災害などが発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。</p> <p>また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。</p>
取組の方向	<p>1 効果的な消防・救急体制の構築</p> <p>消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。</p> <p>また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。</p>
	<p>2 消防団機能の充実</p> <p>消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続して行い、事業所の理解と協力を得ることと、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。</p>
	<p>3 火災予防対策の推進</p> <p>火災による被害を軽減させるため、防火対象物などにおける違反の是正を促進するなど火災予防に係る取組を推進します。</p>
	<p>4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発</p> <p>予防救急※2や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。</p> <p>また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の増加を図るとともに、民間施設などに対してAED ※3の設置促進を図ります。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> 近年の災害の多様化・激甚化・頻発化により、国民の生命・財産を守る消防は一層重要性を増しており、果たす役割がますます増大していること等を受け、総務省消防庁では、緊急消防援助隊・消防団・自主防災組織等の充実強化、消防防災分野のDX・新技術の推進、火災予防対策の推進、消防防災分野における女性や若者の活躍推進、救急・救助体制の確保などの政策を推進している（令和7年度総務省消防庁予算重点取組事項）。 本市においては、消防力の更なる強化のため、令和2年3月に策定した「第3次相模原市消防力整備計画」に基づき、消防署所の配置、消防部隊の配置、火災予防体制の充実、救急需要増加等への対策や消防通信の高度化など、必要な取組を進めている。
--------------	--

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2、3

指標と説明	火災による損害額 消防力が強化されているかを見る指標						結果の分析 R3年からR6年の火災損害額の平均額は206,850千円と中間目標値を下回っているが、令和6年中は建物火災件数は前年より5件減少したものの、延焼による焼損棟数の増加により火災損害額が増加した。
目標設定の考え方	今後の取組による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	1年間（1月から12月まで）に発生した火災による損害額を調査した算定額						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(千円)	-	/	/	266,463	/	260,712	
実績値(千円)	272,214	228,366	142,221	142,943	313,869	-	

【指標2】対応する取組の方向 3

指標と説明	火災件数 火災予防対策への取組状況を見る指標						結果の分析 R6年の火災件数は153件で、R4年から連続で中間目標の数値を上回っている。傾向として、高齢化社会の進行によるコンロの使用放置によるものや、電気機器の普及（特にリチウム電池を使用したもの）と機器の老朽化によるものが増加した。
目標設定の考え方	今後の取組による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	1年間（1月から12月まで）に発生した火災件数						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(件)	-	/	/	139	/	136	
実績値(件)	142	131	166	150	153	-	

【指標3】対応する取組の方向 4

指標と説明	応急手当実施率(救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合) 市民による応急手当の普及状況を見る指標						結果の分析 新型コロナウイルスの感染拡大以降、講習会の実施回数や受講人員がコロナ禍以前まで回復する中、応急手当の実施率も前年を大きく上回る結果となった。
目標設定の考え方	今後の事業による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	救急隊が搬送した心肺停止傷病者のうち、市民等による応急手当が実施された割合を算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	49.0	/	50.6	
実績値(%)	47.4	50.8	49.9	45.7	49.1	-	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>南消防署の大規模改修・下溝防災消防訓練場の再整備、相模原消防署への2隊目の救急隊配置をはじめとした効果的な消防・救急体制の構築、消防団員の入団促進、火災予防事務の電子化や火災調査室の設置による火災原因調査体制の充実などの消防力の強化に必要な取組を進めた。</p> <p>今後は、大規模災害等への備えとしての効果的な消防・救急体制の構築はもとより、消防団機能の充実、火災予防対策の推進や実際の救急出場記録データの分析による長期的視点を踏まえた救急需要が引き続き増大する地区への重点的な救急隊の増隊など、引き続き、「第3次相模原市消防力整備計画」に位置付けられた取組を着実に推進していく。</p>
-----------------------	---

※1【高度救助体制】高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」を備えた地域の実情に合わせた特色のある救助体制。

※2【予防救急】救急車が必要になるような病気やケガを未然に防ぐ取組のこと。

※3【AED】Automated External Defibrillator(自動体外式除動器)心臓が心室細動(不整脈の一種)という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器。

※4【防火対象物】建築物など火災予防行政の主たる対象となるもの。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	7	安全で安心な市民生活を守ります
施 策 名	NO	16	保健衛生体制の充実
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>地球温暖化の進行や国・地域を越えた人の往來の増加に伴い、感染症や食中毒の発生リスクが高まることが見込まれているほか、火葬需要の増加、動物の多頭飼育崩壊などの課題が生じています。</p> <p>このため、保健衛生体制の充実に向け、感染症の予防・まん延防止対策及び食品衛生対策、動物愛護思想の普及、斎場（火葬場）の整備・充実などの取組を進める必要があります。</p>
取 組 の 方 向	<p>1 感染症に関する保健衛生体制の強化</p> <p>国や都道府県などと連携し、新興・再興感染症や輸入感染症の発生状況に関する情報を収集するとともに、本市の地域特性に即した分析を加えた感染症情報を迅速に発信するなど、本市における感染症の予防・まん延防止対策及び保健衛生体制の強化を図ります。</p>
	<p>2 食品衛生対策の推進</p> <p>HACCP に沿った衛生管理の普及推進や、監視指導の徹底及び食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発、食品に関する検査の拡充により、食に対する不安を解消し、食の安全と安心の確保を図ります。</p>
	<p>3 生活衛生対策の推進</p> <p>理・美容所や旅館、公衆浴場などの生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導や中山間地における安全で良質な水の提供により、衛生的な生活環境の確保に努めます。</p> <p>また、超高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するため、斎場（火葬場）の整備・充実を図るほか、人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発を推進します。</p>
	<p> </p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月、感染症法が改正、次の感染症危機に備えるため保健所設置市等は新たに感染症予防計画を策定することとされた。これを受けて、令和6年3月相模原市感染症予防計画を策定した。 ・令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定され、令和7年3月に神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画も改定された。これを受けて、本市においても、令和8年3月に改定を予定している。 ・平成30年6月、食品衛生法が改正、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者にはHACCPによる衛生管理が義務付けられた。 ・令和元年6月、動物愛護管理法の改正、令和4年6月1日から販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されるとともに、神奈川県動物愛護推進計画の見直しが行われた。 ・超高齢化の進行に伴い、火葬需要の増加は全国的な課題となっている。本市においても、将来にわたり安定的に火葬が行えるよう、斎場（火葬場）の整備・充実に取組む必要がある。
--------------	--

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	結核罹患率(人口10万人当たりの新規結核患者数) 感染症の予防・まん延防止対策が図られているかを見る指標						結果の分析 令和3年以降、結核罹患率は減少傾向にある。働き盛り世代の患者割合が多いことから、患者支援や接触者健診の適切な実施、結核予防に関する普及啓発等、感染症対策を実施した。
目標設定の考え方	最も罹患率の低い指定都市の結核罹患率(人口10万人当たりの新規結核患者数)を目指し、結核患者の動向や過去の推移から、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	結核患者の動向や過去の推移から算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
実績値(-)	-	/	/	8.0	/	7.8	
実績値(-)	8.3	6.5	6.6	6.9	5.8	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	食品関係事業者などに対して実施する食品衛生に関する講習会の理解度 食の安全と安心の確保が図られているかを見る指標						結果の分析 会場集合形式に加え、営業者がいつでも講習会を視聴できる動画視聴形式を取り入れたことによって、理解すべきポイントを繰り返し視聴できるようになったことなどから理解度が深まったと考える。食品関係事業者の衛生知識に関する資質の向上により、市民の食の安全と安心の確保を図ることができた。
目標設定の考え方	今後の事業による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	食品衛生に関する講習会終了後に食品関係事業者などに対して実施するアンケート結果で、「よく理解できた」、「まあまあ理解できた」と回答した割合を算出						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
実績値(%)	-	/	/	83.3	/	83.7	
実績値(%)	82.9	92.1	95.0	94.9	96.1	-	

【指標3】対応する取組の方向 3

指標と説明	ペットの所有明示を行っている飼い主の割合(迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼い主の割合) 動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発が図られているかを見る指標						結果の分析 法改正に伴い、マイクロチップ装着の啓発を行ったことから、適正飼養の意識が高まった。
目標設定の考え方	今後の社会的動向等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	動物愛護普及行事などで実施したアンケートで「マイクロチップ等の装着を行っている」と回答した飼い主の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
実績値(%)	-	/	/	51.6	/	61.2	
実績値(%)	48.0	47.4	67.6	64.7	76.8	-	

【指標4】対応する取組の方向 3

指標と説明	公衆浴場等における改善率(レジオネラ症の発生防止に係る改善率) 衛生的な生活環境の確保が図られているかを見る指標						結果の分析 公衆浴場等においてレジオネラ属菌が検出された場合、衛生管理の指導を行い、全ての施設で改善確認を行った。
目標設定の考え方	指導を行った施設の100%の改善確認を行うことを目標として設定しました。						
成果指標の算出方法	浴槽水等の検査結果でレジオネラ属菌が検出された施設に指導を行い、再検査においてレジオネラ属菌が不検出であることを確認した率を算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
実績値(人)	-	/	/	100	/	100	
実績値(人)	100	100	100	100	100	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

本市の結核罹患率は減少傾向にある。今後も引き続き患者支援や接触者健診の適切な実施、結核予防に関する普及啓発等、感染症対策を推進する。

食品衛生に関しては、受講者が受講方法を選択できるよう工夫したことで、食品衛生への理解はより深まったものの、小規模な事業者ではHACCPの導入が遅れている現状も見受けられるため、監視指導等を通じて衛生知識の普及啓発に努める。

動物愛護に関しては、総合計画推進プログラムに沿って、適正飼養に係る普及・啓発・指導、動物の適正な収容・譲渡、動物愛護精神の醸成といった視点から、多頭飼育届出制度の運用や、動物愛護センターの整備検討等包括的に取り組んでいく。

公衆浴場等の衛生対策に関しては、令和6年度は対面の講習会に代えて、書面での講習を行い情報の提供を行った。引き続き、衛生的な生活環境の確保に向けて、最新の知見や事例を取り入れた講習や監視指導を行う。

斎場（火葬場）の整備・充実については、市営斎場の長寿命化改修計画の作成と事業手法の決定を行った。今後の火葬需要の増加に対応するため、津久井地域（青山）における新斎場の整備と、市営斎場の大規模改修に合わせた火葬予約枠の拡大に向け、引き続き取組を進める。

※1【多頭飼育崩壊】飼養能力を超える多数の動物を所有し、又は占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるとともに、排せつ物の堆積等により周辺の生活環境被害等を引き起こすこと。

※2【新興感染症】最近になって新しく出現した感染症。【再興感染症】古くからある感染症のうち近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症。

【輸入感染症】海外で感染して国内に持ち込まれる感染症。

※3【HACCP（はさっぷ）】Hazard Analysis and Critical Control Point原材料の受入れから製品の出荷までの工程ごとに、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、特に重要な工程を継続的に監視し、記録することで、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

※4【レジオネラ症】レジオネラ属菌という、自然界（河川、湖水、温泉や土壌など）に生息している細菌を原因とする細菌感染症。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政策	NO	7	安全で安心な市民生活を守ります
施策名	NO	17	防犯や交通安全・消費者保護対策の推進
施策所管局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>近年、市内の犯罪認知件数は減少しているものの、振り込め詐欺などの被害が頻発しており、引き続き、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関や団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の防犯力を高めることが求められています。</p> <p>また、自転車や高齢者の交通事故の割合が高いことから、ガードレールなど交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通マナーの向上や交通事故防止に向けた取組を積極的に行う必要があります。</p> <p>さらに、消費者被害が複雑・多様化している中、消費者被害の未然防止と救済体制の充実を図るとともに、市民が自立した消費者になるための啓発・教育を一層進めていく必要があります。</p>
取組の方向	<p>1 地域防犯力の向上</p> <p>警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により市民の防犯意識を高めます。</p> <p>また、自主防犯組織などによる防犯活動の支援を行うとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の整備に努めます。</p>
	<p>2 交通安全対策の推進</p> <p>警察、関係団体、地域団体と連携して自転車利用者、子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの交通安全運動を推進します。</p> <p>また、多発する自転車や高齢者による事故の根絶に向け、交通安全意識の高揚を図る取組などを進めるとともにガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。</p>
	<p>3 消費者の保護と自立の支援</p> <p>複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実及び見守りによる被害の未然防止と早期発見に取り組むとともに、自主的かつ合理的な判断ができる自立した消費者の育成を目指した消費者教育※1を推進し、市民の消費者としての安全の確保と自立の支援を進めます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県との協調補助制度として、防犯カメラの設置費補助制度を実施している。地域の防犯力向上のため、より多くの地域から設置要望を受けることが必要であると考えており、周知啓発に努めていく。 ・国においては、平成16年の消費者基本法の制定に伴い、平成17年度に第1期消費者基本計画が策定された。令和3年度以降「消費者基本計画（令和3年6月15日閣議決定）」及び「消費者基本計画工程表（令和4年6月15日改定）」の見直しが行われ、政策の基本方針に「コロナ禍における新しい生活様式の実践への対応」が追加されたほか、消費生活相談のデジタル化の推進による消費者保護の強化や、成年年齢引下げ後の若年層等への消費者教育について推進することとした。
--------------	--

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	住んでいる地域の防犯力を高める取組が進んでいると感じている市民の割合 地域防犯力を見る指標						結果の分析 実績値は、昨年度から変化がなく、最終目標値より10%以上低い数値であった。この原因は昨年度にいゆる「間ハイ」や「トクリョウ」による押入強盗や特殊詐欺事件等についての報道が多かったことが市民の体感治安に影響したものと考え、本市に限ったことではなく、日本の社会全体に対する治安への不安の現われであると思われる。しかし、市民にとって本市が安全・安心なまちであることを実感していただくために、共助の活動である自治会等が行う、防犯カメラの設置や防犯パトロール物品等への補助を行い、地域防犯力の向上に努めている。加えて、高齢者を狙った特殊詐欺対策として効果のある、迷惑電話防止機能付き電話機の補助も継続して行っている。引き続き地域団体や警察と連携し、地域防犯力のさらなる向上に努めるとともに防犯対策の周知や防犯灯の設置、体感治安の引き上げを行っていく。
目標設定の考え方	今後の取組の効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民アンケートにおいて、(1)「そう思う」(2)「どちらかといえばそう思う」を選択した市民の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	39.7	/	43.3	
実績値(%)	36.4	35.4	29.7	29.6	29.6	-	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	市内での高齢者の交通事故件数 交通事故の割合の高い高齢者の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標						結果の分析 地道な交通安全啓発活動の結果、すでに最終目標値を達成し、前年よりも交通事故件数は減少していることから、高齢者事故多発地域にも指定はされなかった。しかし、市内の全交通事故に占める高齢者の交通事故割合は、33.8%と依然として高いこともあり、警察や関係機関と連携し、高齢者の交通事故のさらなる減少に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。
目標設定の考え方	今後の高齢者人口の増加を踏まえ、事故の減少率を維持することとし、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	相模原市交通事故統計の高齢者の交通事故件数から算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(件)	-	/	/	752	/	712	
実績値(件)	802	745	683	694	628	-	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	市内での自転車事故件数 交通事故の割合の高い自転車の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標						結果の分析 自転車用ヘルメットの購入費補助事業にあわせ、自転車ルールやマナーの啓発に取り組んだことにより、すでに最終目標値を達成することができている。しかし、市内の全交通事故に占める自転車の交通事故割合は、31.4%として高く、中央区及び南区については、自転車事故多発地域に指定されていることから、警察や関係機関と連携し、自転車の交通事故のさらなる減少に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。
目標設定の考え方	自転車事故件数の減少率を維持することとし、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	令和2～5年相模原市交通事故統計の自転車の交通事故件数から算出						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(件)	-	/	/	691	/	627	
実績値(件)	771	703	627	626	584	-	

【指標4】対応する取組の方向 3

指標と説明	消費生活に係る出前講座の満足度(消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合) 自立した消費者の育成が図られているかを見る指標						結果の分析 出前講座の開催について、前年度と比較して、回数は微増で、受講者数も増となった。目標値を上回る結果であったことは、開催に伴う事前の調整で、各講師が主催者の意向や社会情勢の変化などを的確に講座に盛り込み、改善を図ることで、受講者のニーズに対応したと捉えられる。
目標設定の考え方	講座の内容を改善することによる効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	96.4	/	96.8	
実績値(%)	95.9	97.0	98.5	95.6	98.9	-	

【指標5】対応する取組の方向 3

指標と説明	契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合 消費者保護が図られているかを見る指標						結果の分析 消費生活相談の件数は緩やかに減少しており、相談窓口を知っていると回答した割合も減っている。このことから、契約トラブルに遭遇しても相談窓口を知らずに相談につながっていないケースが増加している懸念がある。
目標設定の考え方	消費者教育の社会的な需要の高まりや普及啓発などの効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民アンケートにおいて「契約トラブルにあった際に相談する窓口を知っている」を選択した市民の割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	-	/	/	45.3	/	50.0	
実績値(%)	40.5	34.9	33.8	34.9	33.3	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

交通安全対策の推進については、交通安全運動や交通安全教室の実施、自転車利用ハンドブックの内容の理解により、市民の交通安全への意識がより高まっていることが昨年よりも交通事故件数を減らした要因であると捉えている。令和6年度では、自転車用ヘルメットの購入費補助事業を実施したが、依然としてヘルメット着用率は低いことから、市内の教育施設や送迎の多い保育所へ自転車用ヘルメット着用の啓発を行っていく。

地域の防犯力の向上については、報道等により体感治安の悪化もあり、依然として厳しい結果であるが、そこをカバーするような個人向けの防犯対策の実施や、地域の実情にあった防犯対策について、地域の防犯活動団体及び警察と連携を密に図り実施をすることで、市民ひとりひとりに本課の取り組みを周知する必要がある。

既に消費生活に興味関心がある市民に対しては、出前講座のアンケートから質の高い消費者教育が実施できているといえるが、契約トラブルの相談先を知らない割合が高く、消費生活総合センターの周知及び消費生活分野への興味関心の機会作りが課題であるため、引き続き契約トラブルの注意喚起等を実施するほか、相談窓口の周知方法等の拡大や機会の創出を図る。

※1【消費者教育】消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政策	NO	8	暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
施策名	NO	18	暮らしやすい住環境の形成
施策所管局	都市建設局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、空き家の増加やマンションの老朽化などによる、防災、防犯、景観、衛生上の問題のほか、少子高齢化の進行や20歳代から30歳代までの就職・住宅購入世代の転出超過などに起因した、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。</p> <p>このため、多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。</p>
取組の方向	<p>1 安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>就職・住宅購入世代である若年・子育て世帯がニーズに沿った住まいを選択し、確保できるようにするとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら必要な介護などの支援を受けられる住環境を整備するなど、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を図ります。</p> <p>また、市営住宅などの公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット※1の構築により、住宅確保要配慮者※2の居住の安定を確保します。</p>
	<p>2 良質な住宅ストックの形成と空家等の適正管理の促進</p> <p>耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進などにより良質な住宅ストック※3の形成を図るとともに、地域特性に応じた空き家の利活用と適切に管理されていない空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。</p> <p>また、マンションの適切な維持管理などの促進や住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化を進めます。</p>
	<p>3 地域特性を生かした住環境の形成</p> <p>住宅・建築物の耐震化の促進などによる安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。</p> <p>また、地域の実情に応じた、住環境づくりへの支援、高齢者の見守り、子育て支援など地域課題の解決に向けた空き家を活用した「場」の提供などによる活動の支援、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を進めます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>国においては、住宅を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を、令和5年12月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」を改正した。</p> <p>また、単身高齢者の増加や持ち家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されるものの、要配慮者の入居に対する大家の抵抗感もあることから、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、令和6年6月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」を改正した。</p>
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住宅の供給が進んでいるかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	全国計画及び神奈川県計画における目標値を参考として、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	高齢者人口に対する高齢者向け住宅（「市高齢者居住安定確保計画」で定義している①サービス付き高齢者向け住宅、②高齢者向け市営住宅、③高齢者向け優良賃貸住宅、④有料老人ホーム、⑤軽費老人ホームの合計）の割合						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	3.5	/	4.0	
実績値(%)	2.9	3.3	3.5	3.7	4.0	—	

【指標2】対応する取組の方向 1、3

指標と説明	居住環境に対する満足度(良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合) 良好な居住環境が形成されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	神奈川県生活基本計画における目標値を参考とし、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民アンケート「あなたは、現在お住いの地域について、良好な居住環境が保たれていると思いますか」(問33)で「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	76.9	/	80.0	
	73.7	74.4	77.1	75.8	74.3	—	

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	新築住宅における長期優良住宅※4の認定戸数 長期にわたり良好な状態で使用することができる良質な住宅ストックが形成されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	住宅購入世帯が転出超過にある状況や過去のトレンド、今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	平成21年以降の長期優良住宅(戸建てと共同住宅)の認定戸数の累計						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(戸)	—	/	/	7,764	/	10,000	
実績値(戸)	5,528	7,122	7,809	8,399	9,151	—	

【指標4】対応する取組の方向 2

指標と説明	適切な管理が行われていない空家等の解決率 空家等の適正管理が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	空家等の増加の見込み、過去の着工新築住宅戸数の推移、今後の人口・世帯の減少の見込みを踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	空家等の近隣住民等から区役所に相談等が入り、所有者に対して適切な管理を促した件数のうち、所有者が対応して解決に至った割合						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	48.6	/	48.6	
実績値(%)	48.6	62.8	69.1	71.4	63.3	—	

5 施策全体の評価

所管局区等
の評価及び
評価に對す
る今後の
対応

令和5年12月に施行された改正空家法により新たに創設された制度を空家等対策計画の改定に盛り込むとともに、「管理不全空家等」の認定・指導を開始し、空き家対策に関する体制を強化することができた。また、マンションの改修・修繕に係る相談窓口の開設やマンション管理認定制度の周知、セミナーの開催等のマンションの適正管理に資する施策を進めることができた。さらに、中古住宅の購入や改修に関する補助の交付件数は、令和4年度以降最多となり、中古住宅の流通の促進に寄与することができた。

空き家については、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、これまでの取組に加え、法改正により新たに創設された「財産管理制度」や「空家等管理活用支援法人」の活用に向けた検討を行う。

また、誰もが安心して暮らせる住生活の実現のため、セーフティネット法により創設された「居住サポート住宅」の認定等の運用に向けて、庁内横断的に取り組んでいく。

※1【住宅セーフティネット】公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の仕組み。

※2【住宅確保要配慮者】低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

※3【住宅ストック】ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指す。

※4【長期優良住宅】長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅。

令和7年度 総合計画進行管理：1次評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	8	暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
施 策 名	NO	19	魅力的な景観の形成
施 策 所 管 局	都市建設局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。豊かな自然を有し、多様な都市機能を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、愛着や誇りの持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。</p>
取 組 の 方 向	<p>1 地域の魅力を高める景観づくり</p> <p>建築行為を行う事業者などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保ちます。 また、景観の保全の必要性が高い地区や新たなまちづくりを行う地区、良好なまちなみを印象付ける街路などに対し、地域の個性を生かした景観形成を進めます。 さらに、まちなみにふさわしい屋外広告物が設置されるよう、屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。</p>
	<p>2 心を豊かにする身近な景観づくり</p> <p>市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。 また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成するほか、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。</p>

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	—
--------------	---

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	市街地の景観に満足している市民の割合 地域の魅力を高める景観づくりのうち市街地の景観づくりが進んでいるかを見る指標						結果の分析 令和6年度の実績値は、景観普及啓発活動の実施により、維持されているものの、指標の向上には至っていない。令和3年度に既成市街地において、景観形成重点地区の指定などを行ったが、既成市街地では取組みの効果が出るまでには時間が要しているものと考えられる。
目標設定の考え方	過去の推移や今後の景観に配慮したまちづくりに対する機運の高まりなど見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民の満足度を5点満点で点数化したもの						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(ポイント)	-	/	/	3.04	/	3.10	
実績値(ポイント)	2.92	3.02	3.03	3.00	3.00	-	

【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	自然景観に満足している市民の割合 地域の魅力を高める景観づくりのうち自然景観づくりが進んでいるかを見る指標						結果の分析 令和6年度も実績値は中間目標値を上回っており、景観普及啓発活動の実施により、実績値は維持されている。
目標設定の考え方	今後も潤いのある豊かな自然景観を守り続けるため、これまでの水準を維持することを目標として設定しました。						
成果指標の算出方法	市民の満足度を5点満点で点数化したもの						
	基準値 R元	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(ポイント)	-	/	/	3.50	/	3.50	
実績値(ポイント)	3.50	3.58	3.55	3.51	3.51	-	

【指標3】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	道路沿いの緑化(接道緑化)の長さ【累計】 接道緑化の長さ(景観に関する事前協議によるもの)を測ることで、身近な緑の創出が図られているかを見る指標						結果の分析 景観に関する事前協議による接道緑化指導により、着実に実績値が伸びている。
目標設定の考え方	年間の接道緑化の長さが減少している中でも、これまでの年間の緑化の長さを確保することを目標として設定しました。						
成果指標の算出方法	景観に関する事前協議による接道緑化(※1)の長さを累計したもの						
	基準値 H30	R3	R4	中間目標 R5	R6	最終目標 R9	
目標値(m)	-	/	/	15,300	/	18,200	
実績値(m)	10,676	13,279	14,304	15,926	17,002	-	

5 施策全体の評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>令和6年度の実績値は、景観普及啓発活動の実施により、維持されているものの、指標の向上には至っていない。令和3年度に既成市街地において、景観形成重点地区の指定などを行ったが、既成市街地では取組みの効果が出るまでには時間が要しているものと考えられる。</p> <p>令和6年度の実績値は中間目標値を上回っており、景観普及啓発活動の実施により、実績値は維持されている。</p> <p>令和6年度の実績値は、基準値は上回っているが、横ばいが続いていることから、景観普及啓発活動を引き続き行うとともに、まちづくりに合わせて新たな景観形成重点地区の指定を進めていく。</p> <p>指標2、3についても、更なる指標の向上に繋がるよう指標1の取組と同様に景観普及啓発活動を引き続き行うとともに、景観に関する事前協議による接道緑化指導を着実に進めていく。</p>
-----------------------	--

※1【接道緑化】敷地の接する道路沿いに、生垣や中木等による緑化施設を設置すること。